

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画変更年度	令和5年度
計画主体	西会津町

西会津町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県耶麻郡西会津町農林振興課
所在地 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308
電話番号 0241-45-4531
FAX番号 0241-45-3974
メールアドレス ringyo@town.nishiaizu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	福島県耶麻郡西会津町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	イモ類	15万円／0.10ha
	ジャガイモ	11万円／0.08ha
	その他	4万円／0.02ha
	野菜	109万円／0.19ha
	キュウリ	22万円／0.01ha
	その他	87万円／0.18ha
	その他	40万円／0.53ha
小計	164万円／0.82ha	
ツキノワグマ	果樹	3万円／0.02ha
	その他	2万円／0.01ha
	小計	5万円／0.03ha
イノシシ	水稲	534万円／4.47ha
	その他	30万円／0.86ha
	小計	564万円／5.33ha
ニホンジカ		被害なし
農作物被害計		733万円／6.18ha
水産物被害計		被害なし
計		733万円／6.18ha

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

本町におけるニホンザルの生息数については、発信器を装着した群れが4群（隣接する喜多方市や新潟県の阿賀町と生息域が重複する群れが2群）、発信器を装着していない群れが10群の計14群で約600頭が生息しているものと推定しており、ほとんどの群れが農作物被害を発生させている。

このため、西会津町ニホンザル管理計画を策定し、被害の有無にかかわらず適正な生息数になるよう年間を通じて個体数調整により捕獲を行ってきた。また、捕獲ばかりでなく、電気柵といった様々な被害防止対策も行っている。行動区域も年々拡大しており、さらなる農作物被害の

発生も懸念されていることから、防除技術の普及や防除体制の整備などの対策の強化が急務となっている。

②ツキノワグマ

大量出没年の平成22年には町内各地で農作物被害が多発し、野沢町内や登世島地区の集落内まで出没するなど町民生活に大きな影響を与えた。その後も毎年のように集落周辺に出没しスイカ等の農作物被害ばかりでなく、最近ではソバや水稻の被害も多発している。また、集落周辺を徘徊する個体も出没しており、令和4年度には人的被害も発生した。

③イノシシ

平成23年度に初めて町内の尾野本の睦合地区で水稻に被害が発生して以降年々被害地域は拡大しており、現在は町内全域で被害が発生している。このため有害捕獲を行っており令和2年度には捕獲頭数が増加したが、それ以降は減少傾向にある。そのため、電気柵等を活用した被害防除をこれまで以上に進めることにより農作物への被害減少を目指していたところである。一方で、畦畔の掘り起こしといった農地への被害が発生しているため対策が求められている。

④ニホンジカ

平成24年頃より奥川地区などで猟期に捕獲されており、さらに平成26年度には野沢地区の西会津IC近くに設置したセンサーカメラにも個体が撮影されたことから町内全域に生息しているものと想定されている。農作物等への被害報告は無いものの、町内にはニホンカモシカが生息しており、ニホンジカの食害がニホンカモシカの被害と混同されていることも想定される。目撃情報も多数寄せられていることから、今後町内各地での被害発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

ニホンザル

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	164万円	129万円
被害面積	0.82ha	0.80ha

ツキノワグマ

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	5万円	3万円
被害面積	0.03ha	0.02ha

イノシシ

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	564万円	449万円
被害面積	5.33ha	4.27ha

ニホンジカ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	0万円	一万円
被害面積	0.00ha	— ha

（4）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員）を組織し捕獲活動に取り組むとともに、ニホンザル、イノシシの一斉捕獲も実施してきた。</p> <p>②捕獲後の処理方法については、原則埋設としている。</p> <p>③捕獲隊員確保のため、集落の会議等で免許取得を依頼するとともに、新規狩猟免許取得者に対しては、免許取得経費の助成を行ってきた</p>	<p>①捕獲隊員の高齢化が進んでおり、後継者の育成が急務となっている。</p> <p>②埋設する場所の確保。</p> <p>③多くの罫免許取得者を確保できたが、実際に活動しているのは一部である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>①侵入防止のための電気柵については、町単独事業により購入経費の一部助成を行ってきた。イノシシの水稲被害の対策として集落ぐるみの電気柵設置を推進している。</p> <p>②追払い活動として、動物駆逐用煙火や爆音器等による威嚇活動を実施し、発信器を装着した個体がいる群れにおいては、接近警戒装置の設置や小型受信機の貸し出しを行い追払いに活用した。また、効果的な追い払いの講習会も行っている。</p>	<p>①耕作放棄地の増加により、耕地が点在化しており、集約化が難しい状況となっている。</p> <p>②中山間地の集落では、高齢者のみの世帯が多く、追払いを組織的に行うことが難しくなっている。</p>

	③ニホンザルやツキノワグマなどの生態や出没状況については、町ケーブルテレビで情報提供を行い、被害意識の高揚のための普及啓発に取り組んできた。	③ニホンザルが出没した際は花火等使用して追い払う必要があるが、自分達で追い払うという意識が低いところもある。
生息環境管理その他の取組	①出没抑制対策として、集落周辺の山林の除間伐による緩衝帯の整備に取り組んできた。 ②出没原因となる放任果樹の伐採について、集落の身近な取り組みとして提案し、その実践を呼びかけてきた。	①不在森林所有者の増加により、事業の同意を得るのが難しくなっている。 ②果樹木の所有者の不在や果樹木への思い入れなどがあり、組織的な取り組みにつながらない。

(5) 今後の取組方針

<p>ニホンザルの被害防止対策の基本方針は、「個体数調整措置によるもの」と「捕獲活動のみに頼らないもの」に区分して位置付けている。</p> <p>個体数調整については、町内に生息する個体群すべてが農作物被害を発生させており広域的な出没を繰り返していることから、被害の拡大を抑制するため実施していく。</p> <p>取組にあたっては、生息状況の把握のため発信装着個体の追跡調査や個体数の一斉調査、地域住民からの聞き取り調査等の情報を基に群れごとの個体数を想定し、集落への慣れのレベル、農作物や生活環境への被害状況も勘案し、捕獲頭数を決定する。また、近年は集落内の廃屋に入り込むなど集落に固執する群れも現れていることから、そのような群れについては群れ全体の捕獲についても検討して行く。</p> <p>捕獲のみに頼らない取り組みについては、「自分達の農地は自分達で守る」ことを重点目標として位置付け、自己防衛意識の高揚と被害防除に関する正しい知識の普及に継続して取り組んで行く。また、電気柵等の被害防除機器の購入費補助や発信器装着個体群での接近警戒装置や小型受信機を活用した追払い活動などに取り組んでいくとともに、集落環境点検により集落周辺の森林の除間伐や放任果樹の伐採など地域住民と連携しながら「被害に遭いにくい集落づくり」を進めていく。</p> <p>ツキノワグマについては、被害に遭わないための取組として、町ケー</p>
--

ブルテレビを活用し出沒や目撃情報の提供、町広報誌を活用したツキノワグマの生態情報の周知、緊急時には防災無線を活用し注意喚起を行う。また、ツキノワグマが出沒する原因となる集落内や周辺のカキ等の未利用果樹木の伐採を行い、集落周辺に出沒しにくい環境づくりを進めていく。捕獲については、農作物被害が多発した場合は有害捕獲により捕獲を行うほか、集落周辺等に出沒し人的被害が発生する恐れがある場合は、町許可により捕獲を実施する。

イノシシについては、町内全域に被害が発生しており、住民の被害対策への関心が高まっている。被害が発生している地区に対しては被害防除のため電気柵設置を勧めていくことで、自分達で被害減少ができるようにする。有害捕獲については、先進地の捕獲方法等の調査等により技術の向上を図っていくのに合わせ罫免許取得者を募る。また、捕獲については、有害捕獲及び狩猟により個体数管理を実施するとともに、予察捕獲にも取り組んでいく。

ニホンジカについては、町内各地で目撃されていることから生息区域は拡大しているものと想定されているが、住民の生息状況に対する関心は低く、捕獲隊員も生態等の知見も不足していることから、住民に対しては、出沒や被害防止対策の情報提供により関心を持ってもらう。捕獲隊員については、先進地の捕獲方法等の調査や講師を招いての講習会の開催等により技術の向上を図っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制は、西会津町鳥獣被害対策実施隊員（対象鳥獣捕獲員）として、西会津町長が任命している。

捕獲については、西会津町が西会津町鳥獣被害対策実施隊員に捕獲時期、捕獲場所等について指示し実施する。

ニホンザルの捕獲にあたっては、散弾銃や箱わなによる捕獲を行っている。捕獲は、銃を主として取り組んでいくが、遠距離からの捕獲を行うため、ライフル銃も併せて使用する。

ツキノワグマの捕獲にあたっては、散弾銃や箱わなによる捕獲を行っている。捕獲は主に箱わなを活用することとし、止め刺しする際は散弾銃を使用する。

イノシシの捕獲にあたっては、散弾銃や箱わな、くくりわなによる捕獲を行っている。なお、遠距離からの捕獲を行うため、ライフル銃を使用する。

ニホンジカの捕獲にあたっては、猟期における捕獲はすべて銃によるものであることから、銃による捕獲を主として取り組む。使用する銃も散弾銃だけでなく状況によっては、ライフル銃も使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 担い手育成に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等による狩猟に関する情報提供、啓発活動 ・ 新規狩猟免許取得者の取得経費助成の実施 ・ 罨免許取得者と猟銃所持者の連携体制作り 2. 捕獲機材の導入による取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報の収集、個体数把握などの生息状況調査の実施 ・ ICT活用事業による捕獲に関する負担軽減対策の模索 3. 新たな捕獲体制の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許所持者の雇用による常時追払いと捕獲の実施 ・ 他市町村の捕獲方法について研修を通して学ぶ 4. 隣接市町村との連携活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会での情報共有 ・ 喜多方地域営農対策連絡会議鳥獣被害対策分科会等での情報交換
令和6年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 担い手育成に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等による狩猟に関する情報提供、啓発活動 ・ 新規狩猟免許取得者の取得経費助成の実施 ・ 罨免許取得者と猟銃所持者の連携体制作り 2. 捕獲機材の導入による取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報の収集、個体数把握などの生息状況調査の実施 ・ ICT活用事業による捕獲に関する負担軽減対策の模索 3. 新たな捕獲体制の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許所持者の雇用による常時追払いと捕獲の実施 ・ 研修会を通して学んだ、新たな捕獲方法を用いた捕獲の実施 4. 隣接市町村との連携活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会で

		<p>の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喜多方地域営農対策連絡会議鳥獣被害対策分科会等での情報交換
令和7年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 担い手育成に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等による狩猟に関する情報提供、啓発活動 ・新規狩猟免許取得者の取得経費助成の実施 ・罨免許取得者と猟銃所持者の連携体制作り 2. 捕獲機材の導入による取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報の収集、個体数把握などの生息状況調査の実施 ・ICT活用事業による捕獲に関する負担軽減対策の模索 3. 新たな捕獲体制の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許所持者の雇用による常時追払いと捕獲の実施 ・研修会を通して学んだ、新たな捕獲方法を用いた捕獲の継続実施 4. 隣接市町村との連携活動 <ul style="list-style-type: none"> ・会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会での情報共有 ・喜多方地域営農対策連絡会議鳥獣被害対策分科会等での情報交換

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンジカ管理計画及び西会津町ニホンザル管理事業実施計画の基準による。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画及び	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画及び	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画及び

	西会津町ニホンザル管理事業実施計画の基準による。 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲目標 60頭	西会津町ニホンザル管理事業実施計画の基準による。 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲目標 60頭	西会津町ニホンザル管理事業実施計画の基準による。 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲目標 60頭
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。 令和2年度、令和3年度の有害実績に基づき鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲計画を20頭とする。 ただし、個体数調整対象種ではないため(目標)ではなく(計画)表記した。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。 令和2年度、令和3年度の有害実績に基づき鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲計画を20頭とする。 ただし、個体数調整対象種ではないため(目標)ではなく(計画)表記した。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。 令和2年度、令和3年度の有害実績に基づき鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲計画を20頭とする。 ただし、個体数調整対象種ではないため(目標)ではなく(計画)表記した。
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画の基準による。 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲目標 50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画の基準による。 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲目標 50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画の基準による。 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲目標 50頭
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画)、福島県ニホン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホン

	ンジカ管理計画の基準による。 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲目標 5頭	ジカ管理計画の基準による。 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲目標 5頭	ジカ管理計画の基準による。 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲目標 5頭
--	--	---	---

捕獲等の取組内容	
ニホンザル	
捕獲方法	箱わな及び銃器による。
捕獲時期	農作物被害が多発する5月から11月頃を重点とする。
捕獲場所	農作物被害が大きい地区を重点的に実施する。
捕獲実施	安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら行動状況を把握し、個体数調整により必要最低限の捕獲を行う。
ツキノワグマ	
捕獲方法	箱わな及び銃器による。
捕獲時期	農作物被害が多発する7月から11月頃を重点とする。
捕獲場所	人的被害を発生させる恐れのある個体及び農作物被害の多い地区を重点的に実施する。
捕獲実施	安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら行動状況を把握し、有害捕獲により必要最低限の捕獲を行う。
イノシシ	
捕獲方法	箱わな、くくりわな及び銃器による。
捕獲時期	農作物被害が多発する4月から11月頃を重点とする。
捕獲場所	農作物被害の多い地区を重点的に実施する。
捕獲実施	安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら行動状況を把握し、有害捕獲により必要最低限の捕獲を行う。
ニホンジカ	
捕獲方法	箱わな、くくりわな及び銃器による。
捕獲時期	年間をとおして実施する。
捕獲場所	目撃情報の多い地区で重点的に実施する。
捕獲実施	安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら行動状況を把握し、有害捕獲により必要最低限の捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンザルについては、散弾銃、箱わなにより捕獲を行っているが、本町においては、散弾銃による捕獲が主となっている。しかし、銃器による捕獲

は年々捕獲頭数が減少しており、この要因としては、ニホンザルが捕獲隊員や隊員の車両を認識しており、射程距離に入る前に逃げてしまう状況となっている。そのため、射程の長いライフル銃も使用し遠距離から捕獲を実施する。なお、止め差しについては、これまでどおり散弾銃で行う。

イノシシについては、通常箱わな、くくりわなにより捕獲を行っており、令和2年度に捕獲頭数がかなり増加した。しかし、その後は現在まで捕獲数は減少しつつある。狩猟期については銃による捕獲実績があることから、銃による捕獲を主として取り組んでいる。ただし、イノシシは警戒心が非常に強いことから、使用する銃は射程の短い散弾銃ではなく、射程が長く殺傷力の高いライフル銃を使用し遠距離から捕獲を実施する。

ニホンジカについては、狩猟期に捕獲実績があり、すべて銃による捕獲であることから、銃による捕獲を主として取り組んで行く。使用する銃についても散弾銃ばかりでなく、状況によってはライフル銃も使用する。なお、ライフル銃の使用に当たっては、周囲の安全確認を十分に行い、確認ができた場合のみとする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ	電気柵10,000m 受益面積 500 a	電気柵10,000m 受益面積 500 a	電気柵10,000m 受益面積 500 a

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ	電気柵については4月以降、町民の方が設置する際には町職員により管理方法等説明して自身で管理するようにする。 追払いについては	電気柵については4月以降、町民の方が設置する際には町職員により管理方法等説明して自身で管理するようにする。 追払いについては	電気柵については4月以降、町民の方が設置する際には町職員により管理方法等説明して自身で管理するようにする。 追払いについては

	捕獲隊員によるパトロールでの実施の他、サル予報を町ケーブルテレビを通して放送することで、自分たちで花火を打つなど対策を行なってもらおう。	捕獲隊員によるパトロールでの実施の他、サル予報を町ケーブルテレビを通して放送することで、自分たちで花火を打つなど対策を行なってもらおう。また、花火の打ち方について指導し、安全な追払いを行ってもらおう。	捕獲隊員によるパトロールでの実施の他、サル予報を町ケーブルテレビを通して放送することで、自分たちで花火を打つなど対策を行なってもらおう。また、花火の打ち方について指導し、安全な追払いを行ってもらおう。
--	--	--	--

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<p>①集落環境点検の実施 集落環境点検の実施による情報の収集と図面化に取り組むとともに対策について話し合いを行う。</p> <p>②放任果樹の伐採 点検結果をもとに集落内や周辺に出没する原因となる放任果樹の伐採整理に取り組む。</p> <p>③緩衝帯の設置 福島県森林環境交付金等を活用し集落周辺の藪化した森林の除間伐を実施する。</p> <p>④追払い活動 動物駆逐用煙火等による威嚇を実施する。 捕獲したニホンザルに電波発信器を装着し群れの遊動域調査を行うとともに、追払い活動に活用するため受信機を希望する集落に貸し付ける。</p> <p>⑤住民への情報提供 被害防止パトロールやニホンザルの追跡調査をもとに、ケーブルテレビで翌日の出沒予報を放映する。 ツキノワグマについては、ケーブルテレビや防災無線により注意喚起を行う。</p>
令和6年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<p>①集落環境点検の実施 未実施集落での集落環境点検実施について話し合いを行う。</p>

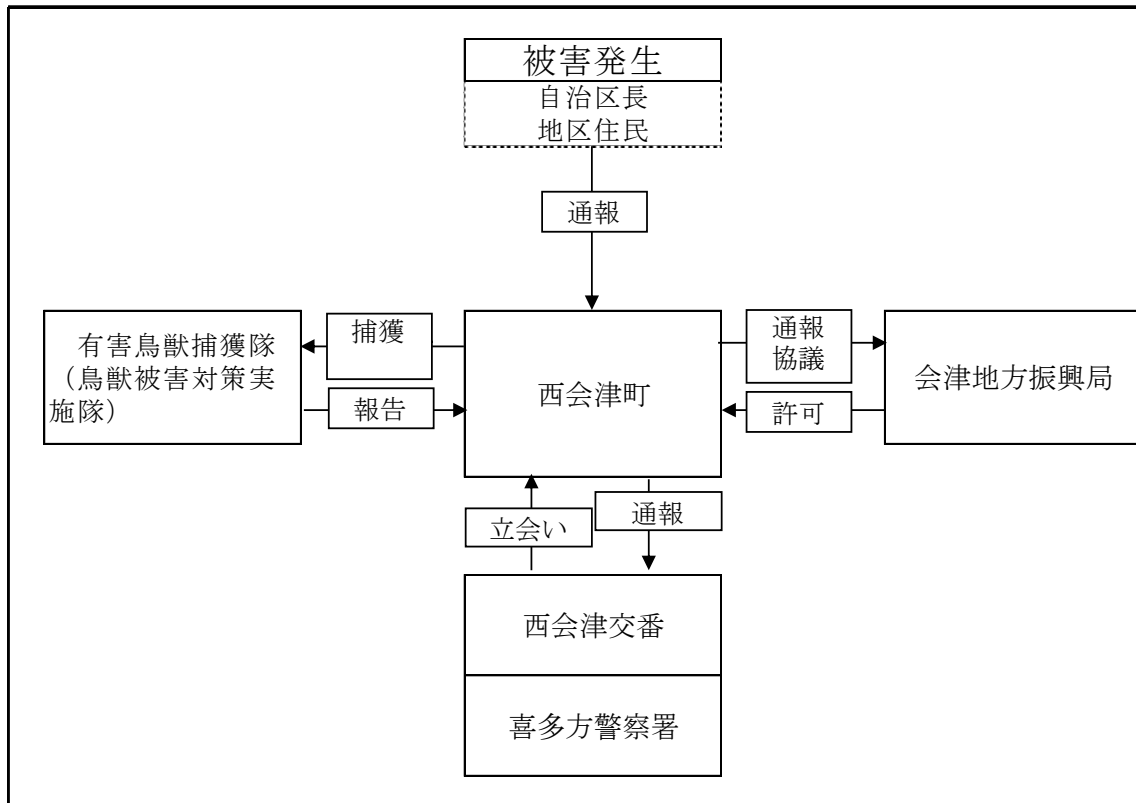
		<p>②放任果樹の伐採 点検結果をもとに集落内や周辺に出没する原因となる放任果樹の伐採整理に取り組む。</p> <p>③緩衝帯の設置 福島県森林環境交付金等を活用し集落周辺の藪化した森林の除間伐を実施する。</p> <p>④追払い活動 動物駆逐用煙火等による威嚇を実施する。 捕獲したニホンザルに電波発信器を装着し群れの遊動域調査を行うとともに、接近警戒装置や集落に貸付した受信機を追い払いに活用する。</p> <p>⑤住民への情報提供 被害防止パトロールやニホンザルの追跡調査をもとに、ケーブルテレビで翌日の出沒予報を放映する。ツキノワグマについては、ケーブルテレビや防災無線により注意喚起を行う。</p>
令和7年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<p>①集落環境点検の実施 未実施集落での集落環境点検実施について話し合いを行う。</p> <p>②放任果樹の伐採 点検結果をもとに集落内や周辺に出没する原因となる放任果樹の伐採整理に取り組む。</p> <p>③緩衝帯の設置 福島県森林環境交付金等を活用し集落周辺の藪化した森林の除間伐や耕作地周辺での刈り払いを実施する。</p> <p>④追払い活動 動物駆逐用煙火等による威嚇を実施する。 捕獲したニホンザルに電波発信器を装着し群れの遊動域調査を行うとともに、接近警戒装置や集落に貸付した受信機を追い払いに活用する。</p> <p>⑤住民への情報提供 被害防止パトロールやニホンザルの追跡調査をもとに、ケーブルテレビで翌日の出沒予報を放映する。ツキノワグマについては、ケーブルテレビや防災無線により注意喚起を行う。</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西会津町	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲許可の手続きを行う。
西会津町鳥獣被害対策実施隊 (対象鳥獣捕獲員)	有害鳥獣の捕獲活動及び捕獲後の処理を行う。
会津地方振興局	鳥獣の保護管理、有害捕獲許可、狩猟に関する助言
喜多方警察署 (西会津交番)	捕獲活動に関する助言及び指導、住民への注意喚起を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

令和4年に整備した解体処理施設を活用していく。解体に当たっては町内で捕獲された鳥獣のみを対象とし、解体した全頭から放射線モニタリング検査用検体を採取し、その後埋設及び焼却処分を行う。また、処理施設を活用しない場合においても、捕獲後、速やかに埋設及び焼却処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	本町全域のツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカについては、国や県から出荷制限指示や自家消費自粛が出されていることから、食肉としての利用はできないが、それらの皮革等については町内の意欲ある加工者によって、皮革製品等への活用を進めて行く。また、食肉利用をするための制限解除に向けた調査検討を継続していく。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

解体処理施設については令和4年度に整備した。運営は町とし、安全性確保のため点検項目を記載した台帳を使用して、と体の受け入れを行っている。イノシシ50頭、ツキノワグマ20頭を1年あたりの処理目標頭数としている。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲した鳥獣の処理を行えるものは現在銃所持者が大半を占めることから、わな免許取得者にも運搬から解体まで学んでもらうことで捕獲者自身が解体まで行え、かつ新規取得者が出た場合に継承していける体制を構築する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	西会津町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
西会津町	事務局及び会計を担当し協議会に関する連絡・調整を行う。鳥獣被害対策実施隊員として被害の調査や様々な被害防止の計画や対策を行う。
会津よつば農業協同組合	農作物被害の発生に応じ当該地域における営農指導及び情報提供、防除技術伝達を行う。
西会津町森林組合	林業被害の発生に応じ当該地域における営農指導及び情報提供、防除技術伝達を行う。
西会津町猟友会	鳥獣被害対策実施隊員（対象鳥獣捕獲員）として個体数調整、有害鳥獣捕獲業務に従事する。

福島県鳥獣保護管理員	鳥獣の保護・管理の立場から諸活動への助言指導と情報提供を行う。
自治区長連絡協議会	被害地域の住民代表として被害を受ける地域の視点から情報収集と提供を行うなど地域に根ざした被害防除活動の普及・伝達に取り組む。

(2) 関係機関に関する事項

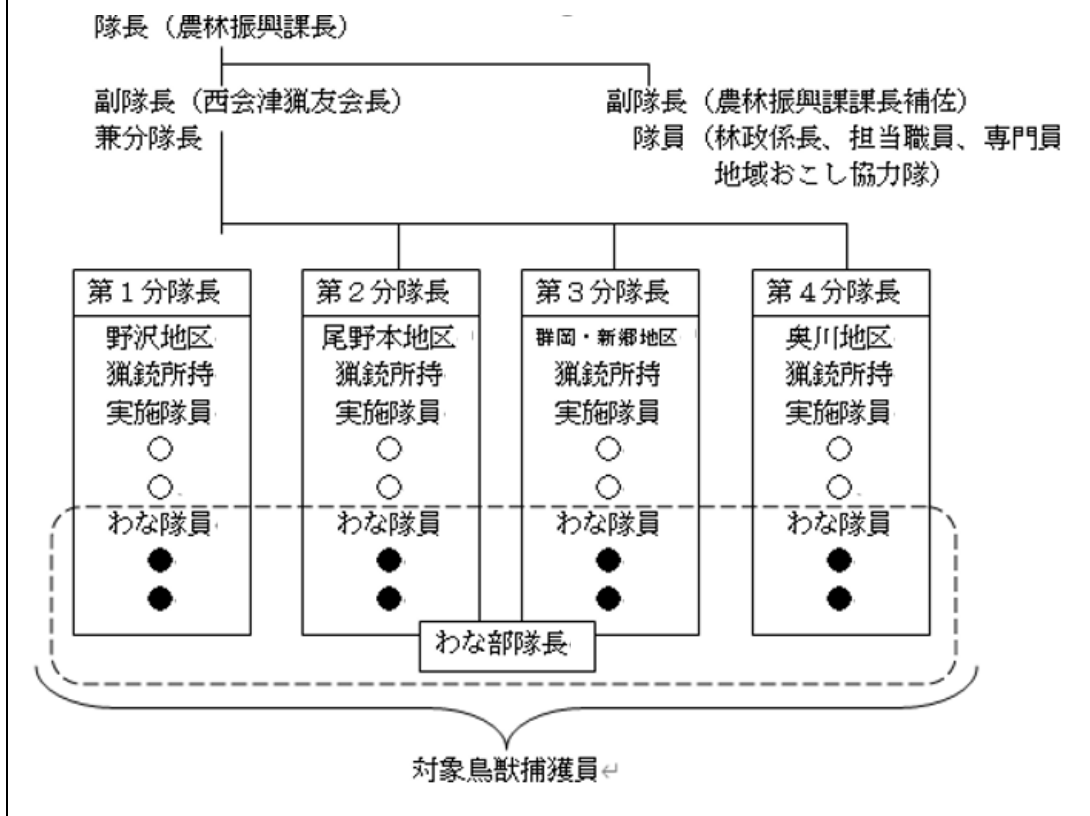
関係機関の名称	役割
会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会	実施計画の策定、進行管理、各種対策の推進。
福島県会津地方振興局 県 民 生 活 課	鳥獣の保護管理、環境保全担当の立場から総合的な対策指導や広域的な情報提供等必要な支援を行う。
福島県会津農林事務所 農 業 振 興 普 及 部 喜 多 方 農 業 普 及 所 森 林 林 業 部	農作物被害対策の立場から総合的な対策指導や広域的な情報提供等必要な支援をおこなう。また、農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備の手法として、助言及び指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊員（平成24年8月20日設置）により被害防止対策を行う。構成メンバーは町職員4名、西会津町猟友会員64名（うち町職員4名）の合計68名で活動する。

主な内容として銃免許所持者は有害鳥獣の捕獲業務の他、パトロールの実施や巻狩りの実施等を行う。また、わな免許所持者も同じく有害鳥獣の捕獲業務を行う。

実施隊における体制としては以下の通り。



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし